

意見案第4号

「予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）」に関する意見書

「予防のためのこどもの死亡検証（以下、「CDR」という。）」については平成30年12月8日に成育基本法が成立し、第15条の2に「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と明記された。

さらに、令和元年6月6日成立の死因究明等推進基本法附則第2条において「国は、この法律の施行後3年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。」とされたところである。

こうした中、国では、令和2年度から、死因の検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死を減らすことを目的に、子どもの死亡に関する情報収集や、調査報告を行うための関係機関との調整、政策提言のための検証などを行う「都道府県CDRモデル事業」を開始し、複数の都道府県において試行的にCDRに取り組むことで、子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出することとしている。

よって、国においては、子どもの死亡検証の取組を通じ、予防可能な子どもの死を減らすことができる体制の整備に向けて、次の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 CDRにおいて個人情報の収集方法の取扱い等に係る法令の整備を行うこと。
- 2 国の各機関が実施する死亡に関する検証と都道府県が実施する死亡検証の結果を集約化し、一元的に共有する仕組みを検討すること。
- 3 CDRを実施し、検証結果に基づいた幅広い予防策を行うためには、十分な財源が必要となることから、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
子ども政策担当大臣
少子化対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 富原 亮